

入所料金表

基本料金					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
従来型個室	698 円/日	743 円/日	804 円/日	856 円/日	907 円/日
多床室	771 円/日	819 円/日	880 円/日	931 円/日	984 円/日
加算料金					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上の基準を満たしたものとし金沢市に届出した体制加算				18 円/日
夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員が基準を満たすものとして金沢市に届出した体制加算				24 円/日
栄養マネジメント加算	管理栄養士を配置して、利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、摂食・嚥下機能等に配慮した食事の提供をしている場合				14 円/日
療養食加算	医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合(1日3回限度)				6 円/回
外泊時費用	外泊時の初日、終日以外(ひと月に6日を限度) (例) 2泊3日の外泊の場合は、1日施設にいないので362円かかります。				362 円/日
在宅サービスを利用したときの費用	外泊時に在宅サービス(通所リハなど)を利用した場合(1月に6日を限度)				800 円/日
短期集中リハビリテーション実施加算	入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合				240 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、介護老人保健施設が医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合				240 円/日
初期加算	入所日から30日まで				30 円/日
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所予定日以前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画を策定した場合(1回限り)				450 円/回
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	入所予定日以前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、生活機能の具体的な改善目標を定めて、施設サービス計画を策定した場合(1回限り)				480 円/回
退所時指導等加算	試行的退所時指導加算	退所時(又は試行的退所時)に入所者及び家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合(1回限り)			400 円/回
	退所時情報提供加算	入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合(1回限り)			500 円/回
	退所前連携加算	利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の情報を提供し、かつ、指定居宅介護支援事業所と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合(1回限り)			500 円/回
	訪問看護指示加算	退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護等の利用が必要であると認め、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合(1回限り)			300 円/回
地域連携診療計画情報提供加算	病院等を退院後、施設入所時にその病院へ診療情報を文書で提供した場合				300 円/日
ターミナルケア加算	(Ⅰ) 死亡日以前4～30日以下				160 円/日
	(Ⅱ) 死亡日前日及び前々日				820 円/日
	(Ⅱ) 死亡日				1650 円/日
経口移行加算	医師の指示に基づき、他職種が共同して、経管により食事を摂取している入所者の経口移行計画を作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合、(当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り)				28 円/日
経口維持加算	(Ⅰ) 経口により食事摂取している者であって著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合				400 円/月
	(Ⅱ) 経口により食事摂取している者であって摂食機能障害や誤嚥が認められる方に、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に加算				100 円/月
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合であって、施設において入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合				30 円/月
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合				90 円/月

在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であること、及び地域に貢献する活動を行っていること	34 円/日	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	511 円/日(老人医科診療報酬点数表より算定)	
	特定治療	診療点数×10 円	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	肺炎、尿路感染症又は带状疱疹の治療で投薬、注射等を行った場合(7日を限度)	235 円/日	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	所定疾患施設療養費(Ⅰ)に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合	475 円/日	
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズの応じたサービスを提供した場合	120 円/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に入所することが適当と判断した場合(7日を限度)	200 円/日	
認知症情報提供加算	認知症のおそれがあると医師かが判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された者について、当該入所者又はその家族の同意を得た上で、当該入所者の診療状況を示す文章を添えて、別に厚生労働大臣が定める機関に当該入所者の紹介を行った場合(1回限り)	350 円/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	入所時の内服薬について退所時に1種類以上減少したことを退所後1月以内に主治医に報告した場合(退所時1回限り)	125 円/回	
排泄支援加算	排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師等が判断し、利用者がそれを希望する場合	100 円/月	
褥瘡マネジメント加算	入所者ごとに褥瘡の発生にかかるリスクについて、モニタリング指標を用いて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その結果を提出した場合	10 円/月	
低栄養リスク改善加算	多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養管理計画を作成した場合	300 円/月	
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を作成した場合	400 円/回	
※上記金額の月合計金額に1.4%(地域加算)並びに3.9%(介護職員処遇改善加算)が加算されます。			
※上記金額は1割負担の方の料金です。一定以上の所得の方は2割負担になりますので、上記金額の2倍となります。			
自己負担料金			
食費	(1)生活保護受給者 (2)老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	300 円/日	
	世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円以下の方	390 円/日	
	世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円を超える方	650 円/日	
	上記に該当しない方(朝食350円、昼食650円、夕食600円)	1,600 円/日	
居住費	(1)生活保護受給者 (2)老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	従来型個室	490 円/日
		多床室	0 円/日
	世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円以下の方	従来型個室	490 円/日
		多床室	370 円/日
	世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円を超える方	従来型個室	1,100 円/日
		多床室	370 円/日
	上記に該当しない方	従来型個室	1,100 円/日
		多床室	400 円/日
日常生活費	(石鹸、シャンプー、タオル、バスタオル、ティッシュペーパー、ハブラシ、歯磨き粉、コップ等施設で用意するものをご利用いただく場合)	120 円/日	
洗濯代	シャツ・パンツなどの下着類	50 円/点	
	寝巻きなど	100 円/点	
	厚手・大型の物・防水シート	150 円/点	
電気使用料	電気毛布・アンカ	一点につき 40 円/日	
理美容代	実費相当	整髪 1,800円 整髪顔剃 2,300円 ヘアカラー3,500円	